

東北農政局国営事業再評価技術検討会（第1回）の開催について

東北農政局は、平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）仙台合同庁舎 1 階大会議室において、「東北農政局国営事業再評価技術検討会（第 1 回）」を開催します。
本検討会は公開です。ただし、カメラ撮影は冒頭のみ可能です。

概要

農林水産省では、国営土地改良事業等の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「行政機関が行う施策の評価に関する法律」、「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」等に基づき、事業評価を行っています。

本検討会では、事業評価の透明性及び客観性を確保するため、専門的知識を有する学識経験者等から事業の評価（再評価）の内容について意見を求めます。

なお、再評価は事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価するものです。

開催日時

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日） 14 時 30 分～16 時 30 分

開催場所

場所：仙台合同庁舎 1 階大会議室

所在地：仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号

- ・ 庁舎内の駐車場はご利用できませんので、お越しの際は、公共交通機関や近隣の民間駐車場をご利用下さい。

東北農政局ホームページでの公表予定資料

以下の資料については、後日公表する予定です。

1. 技術検討会議事概要
2. 技術検討会議事録
3. 技術検討会説明資料

傍聴申し込み

1. 技術検討会の傍聴については、当日の議事次第「技術検討会の公開方法」にて承認されたのちに、会場に入場していただき傍聴することとなります。
なお、資料は議事次第のみ配布し、その他の資料は閲覧とします。
2. 傍聴希望者は、別紙1の「傍聴申込方法」を参照の上、はがき・封書、電話、FAXにてお申し込み下さい。
申し込み締め切り日は、平成27年6月24日（水曜日）（必着）です。
3. 傍聴者の定員は5名ですが、希望者多数の場合は先着順とし、傍聴ができない場合は、6月25日（木曜日）までにご連絡いたします。
4. 傍聴に当たっては、別紙2の「傍聴される皆様への留意事項」をお守り下さい。

技術検討会の取材について

報道関係者の席は参加者の席とは別にご用意するため、準備等がございますので、事前に社名、人数及び氏名等を記入の上、6月24日（水曜日）までにFAXで送付願います。（様式自由）

<添付資料>

- ・ 別紙1 「傍聴申込方法」
- ・ 別紙2 「傍聴される皆様への留意事項」

お問い合わせ先

整備部設計課

担当者：兼平、玉手

代表：022-263-1111（内線4450）

ダイヤルイン：022-221-6273

FAX：022-216-4287

当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/tohoku/press/houdou.html>

(1) はがき又は封書でお申し込みの場合

切手	〒 9 8 0 - 0 0 1 4	東北農政局 国営事業再評価 技術検討会（第１回） 傍聴希望 傍聴希望者の ・氏名（ふりがな） ・連絡先住所 ・ＴＥＬ／ＦＡＸ番号 ・（差し支えなければ） 勤務先、所属団体
宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1		
東北農政局整備部 設計課事業調整室 国営事業再評価委員会 事務局		あて

(2) 電話、FAXでお申し込みの場合

〔宛 先〕 東北農政局
整備部設計課事業調整室
国営事業再評価委員会 事務局 あて
F A X 番 号 : 0 2 2 - 2 1 6 - 4 2 8 7
電 話 番 号 : 0 2 2 - 2 6 3 - 1 1 1 1 (内線 4 4 5 0)

〔記載事項〕 東北農政局国営事業再評価技術検討会傍聴希望
傍聴希望者の氏名（ふりがな）、連絡先住所、
ＴＥＬ／ＦＡＸ番号、（差し支えなければ）勤務先、所属団体

※ 複数名お申し込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書き下さい。
 ※ 上記の個人情報については傍聴者の登録以外には使用いたしません。

傍聴される皆様への留意事項

東北農政局国営事業再評価技術検討会の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守して下さい。

これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ①事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないで下さい。
- ②携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- ③傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎んで下さい。
 - ・ 委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 傍聴中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く）
 - ・ 会場においてのカメラ、ビデオ、テープレコーダー、ワイヤレスマイク等の使用
 - ・ 新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・ 飲食及び喫煙
- ④銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないで下さい。
- ⑤その他、委員及び事務局職員の指示に従って下さい。